

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会運営について（案）

### ◆令和3年第1回臨時会

#### 1 本会議場に入る人数は、必要最小限とする（密集・密接）

##### （1）議員

- ・全員入場することとする。

##### （2）執行部

- ・特別職、市長公室長、総務部長及び提出予定案件の答弁対応想定者のみの入場とする。  
なお、議案審議終了後は退場し、会議終了前に特別職、市長公室長、総務部長は再入場することとする。

##### （3）傍聴者（記者席を含め最大30席）

- ・市議会ホームページに、傍聴するに当たっての注意事項を掲載する。
- ・傍聴者の間隔を1m空け、10席とする。
- ・本会議場で傍聴できない方は、委員会室において間隔を空けて視聴する。

#### 2 臨時会における発言（時短）

##### （1）議員

- ・発言は、自席で着座のまま行うこととする。

##### （2）執行部

- ・発言は、着座のまま行うこととする。

#### 3 本会議場の環境（密閉）

- ・出入口のドアを開け換気をとることとする。（傍聴者出入口も同様）
- ・送風を行い空気の循環を行うこととする。

#### 4 各委員会の環境（密閉・密集・密接）

- ・委員会室において、出入口のドアを開け換気をとることとする。
- ・席の間隔を空けることとする。
- ・執行部の出席は、必要最小限とする。（入替えも検討する。）

#### 5 全員協議会

- ・密閉・密集・密接を考慮し、会議時間を短縮して本会議場で行うこととする。
- ・執行部の出席は、必要最小限とする。（入替えも検討する。）

#### 6 会議室への入場

- ・議員、執行部、議会事務局、傍聴者、報道機関者については、当日の検温、マスク着用、手洗い、手指消毒を行うこととする。

#### 7 休憩中

- ・密接を避けるため、給茶機前の会話を避け議長室、委員会室、全員協議会室等で休憩することとする。